令和7年 10 月 29 日

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

事業者等における適切な御遺体の取扱い等に関するガイドライン

多死社会の到来とともに御遺体を取り扱う業務が増加するなかで、公衆衛生や労働安全衛生上の課題が指摘されている。

本ガイドラインは、葬送の過程において御遺体の処置、保管等といった御遺体を取り扱う事業者及びその従業員の方々が、日常的に御遺体と接するに当たり留意することが望ましい事項をまとめたものである（医療従事者等による御遺体の取扱いは本ガイドラインの対象として想定していない。）。

また、上記のとおり、本ガイドラインは、御遺体を取り扱う事業者及びその従業員の方々が日常的に業務として御遺体に接するに当たり留意することが望ましい事項をまとめたものであり、特定の感染症の蔓延といった個別事象の発生を前提に策定したものではない（特定の感染症蔓延時等においては、当省において策定している各種通知等に従って適切に対応されたい。）。

御遺体を取り扱う事業者においては、御遺体に対する敬意の念を持って御遺体を取り扱うことはもちろんのこと、本ガイドラインをもとに、業務の実態に応じた具体的な業務手順をまとめ、日常業務において活用するとともに、これらを踏まえた従業員教育を適時適切に実施することが望まれるほか、利用者である御遺族への心理的ケアにも最善の注意を払い、利用者からの相談について適切に対応することが望まれる。

１　御遺体からの感染リスクに対する予防と対策

（総論）

様々な感染症で亡くなる場合のみならず、感染症が主病名でなくとも御遺体の皮膚や血液等の体液には様々なウイルスや細菌、真菌などの微生物が生存している。また、火葬までに時間を要する場合にエンゼルケア（死後処置）や腐敗防止処置が不充分であると、血液等の体液が漏出する可能性が高くなることが考えられ、ウイルス等の病原体の付着等による感染リスクが増大する場合がある。

御遺体に直接触れる作業を行わない場合であっても、例えば、納棺前に御遺体を搬送・安置する台に血液等の体液が付着する場合もあることから、当該体

液に接触することにより感染するリスクがあることについても留意する。

そこで、可能な限り、御遺体の引取り時において、死亡診断書（死体検案書）に記載されている感染症情報（病名）を確認することが望ましいと考えられる。御遺体の引取り時において、死亡診断書（死体検案書）に記載された感染症情報（病名）を確認することができない場合であっても、御遺体が感染性を有していた場合に備え、御遺体の取扱いに際して必要となる防護具等の備品の事前準備を十分に行っておくことが重要である。

また、死亡診断書（死体検案書）に感染症に関する病名が記載されていなかったとしても、御遺体が死後一定時間感染性を有する病原体を保持している可能性があり、死後も一定時間ウイルス等の病原体が感染性を有する可能性がある。（「コラム１」参照）このため、御遺体の死後処置（エンゼルケア）等において、御遺体に触れる又は御遺体から漏出した血液等の体液に接触する可能性がある作業に携わる従業員は、死亡診断書（死体検案書）における感染症への言及の有無によらず、御遺体は常に一定の感染性を有し得るということを通常業務の中でも認識する必要がある。具体的には、当該作業を行う際にはゴム手袋等（ゴムやポリ塩化ビニール製等の使い捨て手袋をいう。以下同じ。）を必ず着用し、状況等によりマスク等の防護具等を着用することができるよう事前に準備し、必要に応じてマスク等の防護具を着用することが推奨される。

さらに、感染対策の基本は手指衛生であることを十分認識し、御遺体に触れる又は御遺体の血液等の体液に接触する作業を行うごとにゴム手袋等の着脱及び着脱前後の適切な手指衛生を実践する。

手指衛生には、石鹸と流水による手洗いと擦式アルコール手指消毒薬等による手指消毒の２つの方法があるが、ゴム手袋等を外した後、手に血液等の体液が付着しているといった目に見える汚染がある場合は、石鹸と流水による手洗いを行うこと（作業場所の近くに手洗いをすることができる設備がない場合であっても、手に付着した血液等の体液をウエットティッシュ等で物理的に除去した上で擦式アルコール手指消毒薬等による手指消毒を行うこと。）。

また、ゴム手袋等を外した後、手に血液等の体液が付着しているといった目に見える汚染がない場合であっても、擦式アルコール手指消毒薬等による手指消毒を行うこと。

加えて、御遺体や御遺体の血液等の体液に接触する可能性があるエンゼルケア（死後処置）、搬送（納棺前）、湯灌の各作業時や、警察検案の御遺体の引取り時における御遺体の取扱いの際には特に注意する必要があり、各事業者において、これらの作業時における作業方法等について従業員教育を行うこと。

(1)　防護具等の備品の事前準備及び御遺体の感染症情報の確認

ア　防護具等の備品の事前準備

御遺体を取り扱うに当たり、防護具等の備品の事前準備が重要となる。御遺体からの感染対策のため、御遺体１体ごとに、以下備品例を参考に防護具等の備品を整備し、必要時にすぐに使用できるように準備しておくこと。

【防護具等の備品例】

ゴム手袋等、マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールド、吸水シーツ、納体袋、おむつ、洗浄綿等

イ　御遺体の感染症情報の確認

可能な限り、死亡診断書（死体検案書）を確認し、御遺体が生前に有した感染症情報（病名）を把握するよう努めること。また、作業ごとに別の従業員が担当する場合がある事業所においては、取得した感染症情報を引き継ぎ、共有を行うことができるよう、担当者間において適切に御遺体の感染症情報を引き継ぎ、共有すること（例えば、情報共有シート（「コラム２」参照）をあらかじめ準備し、当該シートに感染症情報等の引継ぎ事項を記入する方法が考えられる。）。

(2)　御遺体の取扱い時における防護具の着脱等

ア 御遺体に直接触れる作業を行う場合は、ゴム手袋等を必ず着用し、ゴム手袋等は、一作業ごとに着脱し、使い回さず、関係法令に則り、適切に廃棄処分を行うこと。また、当該作業を行う場合であって、御遺体の血液等の体液が顔に飛散するおそれがある場合には、マスクも着用することが望ましい。

加えて、感染のリスクが高いと考えられる場合にすぐに着用することができるよう、ガウンやゴーグル、フェイスシールドも準備をしておくことが望ましい。

イ　御遺体の感染症情報を入手することができない場合や、御遺体からの感染リスクに不安を感じる場合には、ゴム手袋等に加えて、マスク、ガウンやゴーグルを着用することが望ましい。

ウ　ゴム手袋等の防護具を着用する場合には、着脱の順番（手順）に留意すること。

防護具の着脱の順序は、汚れたゴム手袋等を最初に外すことで、接触により病原体が付着することを防止するため、「ゴム手袋等を最後に着け、最初に外す」のが原則である。

また、ゴム手袋等を着用する際は手首が露出しないよう留意するとともに、外す際は、病原体が付着している可能性があるため、外側を素手で触れないよう留意する。ゴム手袋等を外した後は、手に血液等の体液が付着しているといった目に見える汚染がある場合は石鹸と流水による手洗いを行い、このような目に見える汚染がない場合であっても、擦式アルコ

ール手指消毒薬等による手指消毒を行うこと。

なお、布白手袋は、御遺体に直接触れる作業では使用しないことが望ましい。やむを得ず使用した場合であっても、１回使用するごとに、使用後に毎回洗濯をすること。(「コラム３」参照)

エ　防護具の脱衣場所については、汚染を拡げないよう、各事業者で定めたエリアで行うことが望ましい。

オ　使用済防護具を廃棄するため、専用の蓋付き廃棄容器を設置することが望ましい。

また、使用済防護具について、作業場所に専用の蓋付き廃棄容器がある場合には当該容器に廃棄し、作業場所に専用の蓋付き廃棄容器がない場合には、使用済防護具をビニール袋等に入れ、袋を閉じて密封した状態で当該容器がある場所まで運搬し、当該容器に廃棄する。なお、使用済防護具は、関係法令に則り適切に廃棄処分を行うこと。

カ　個別の作業において留意することが望ましい事項は以下のとおりである。

エンゼルケア（死後処置）

御遺体の清拭や鼻・肛門等への詰め物、紙おむつ使用等の作業を行う場合は、御遺体の血液等の体液に接触したり、当該体液が衣服（礼服の袖口等）に付着したりする機会が高くなる。皮膚の接触により感染症に罹患するリスクもあるため、必ずゴム手袋等を着用すること。

警察検案の御遺体については、後頭部に穿刺孔がある場合があり、このような場合に頭部に触れると体液（髄液）と接触する可能性があるので注意する。ゴム手袋等を必ず着用するほか、状況等により必要に応じて、マスク、衣服への付着を防ぐガウンや目の粘膜への飛散から保護するゴーグルを着用することが望ましい。

防護具の着脱方法については事前に練習を行っておき、防護具に飛散した病原体の伝播防止に努めること。上記ウ記載のとおり、ゴム手袋等は最後に着け、最初に外し、外した後はただちに流水等による手洗いを行い、手指衛生の徹底を心掛けること。

搬送（納棺前）

御遺体に対する処置が終わる前（納棺前）の搬送は、御遺体に由来する血液等の体液が漏出し、搬送に伴う作業の過程で血液等の体液に接触する可能性があることから、必ずゴム手袋等を着用し、状況等により必要に応じてマスクを着用することが望ましい。

湯灌、納棺の作業

御遺体の清拭や、傷口のメイクの作業等、御遺体の皮膚に直接触れる作業は、血液等の体液及び皮膚を介する感染症予防として、必ずゴム手袋等を着用し、状況等により必要に応じてマスクを着用することが望ましい。

また、御遺体に対してメイクの処置を行った際に使用した用具（パフ、筆、剃刀等）は、ウイルス等の病原体の付着等による感染リスクが増大する場合があるため、使い回しを避けること。

【コラム１】ワクチン接種について

病院等の医療機関や高齢者施設に出入りする事業者については、指定の感染症予防対策や教育を求められる場合がある。また、御遺体を取り扱う作業に従事する場合、傷口や粘膜への接触によって、血液や体液に含まれる病原性を有するウイルスに感染するリスクがある。日本環境感染学会や日本法医学会の指針等においては、御遺体の体液や粘膜に触れたり、その可能性がある作業（清掃作業等）に従事する場合のワクチン接種の励行や、針刺し切創、体液等への曝露が発生した際の対応が記載されている。

【コラム２】御遺体の感染情報や処置に関する社内情報共有シートの活用例

御遺体にメイクや処置を行ったこととあわせ、その実施日・故人名（喪家）・性別・納棺時の立会い有無、使用保全剤の有無（種別）、宗派（宗教）、棺種別、式日程の情報を記載し、御遺体の傷や体液漏出口、感染情報等の個別情報を図示して共有している例がある。

（モデル例）

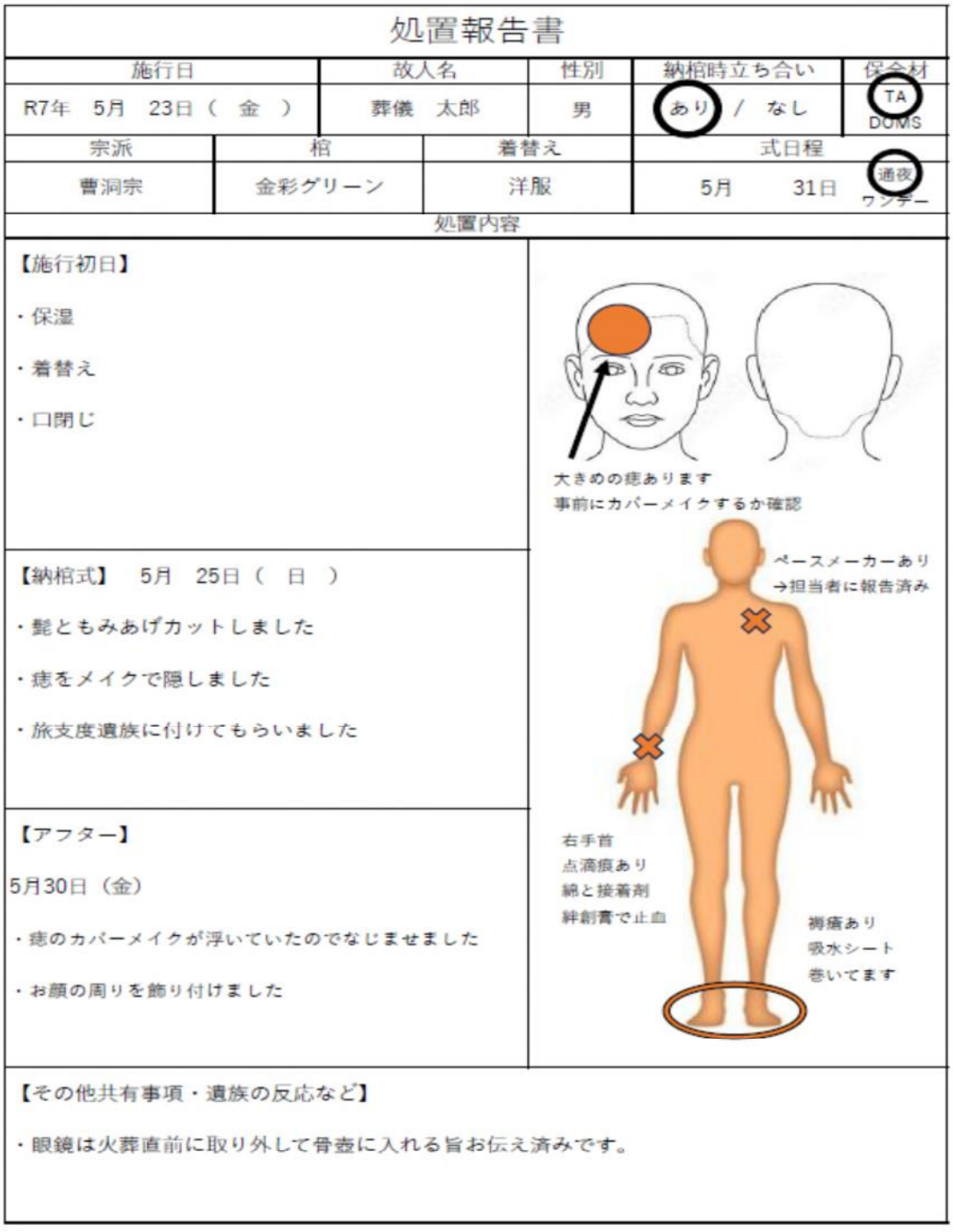

（注）上図は実際に使用する際のモデル例として例示したものであり、現に用いられたものではありません。

【コラム３】防護具の着脱方法について

ゴム手袋等やマスクといった防護具の具体的な着脱方法については、視覚的にも分かりやすい資料（一例として、一般社団法人職業感染制御研究会がホームページで公表している資料が参考になる。（※））を利用するなどして、従業員教育に役立てることも推奨される。

（※）

http://jrgoicp.umin.ac.jp/related/ppe_2022/ppe_catalog_20220901.pdf

（「感染予防のための個人防護具(PPE)の基礎知識とカタログ集　2022 年版教育用図表資料集」のスライド 37 - 38 枚目に手袋の着脱方法の図が掲載されている。）

２　御遺体の取り違え防止対策

各事業者においては、御遺体を取り違えることがないよう、以下を参考に具体的な作業手順を定め、従業員に周知し実行することが望ましい。

- 病院等からの御遺体搬送時において、御遺族等に対して、御遺体と死亡診断書（死体検案書）記載の人物が同一であるかどうかを確認すること。
- また、御遺体を納棺する際に、御遺体の識別ができるよう、布団等に安置している御遺体の上や布団の中等に置いた名前のプレートと棺に取り付けた御遺体の名札の名前が一致することを２名以上で確認するといった対応を行うこと。その際、棺に取り付けた名札が剥がれることなどないよう留意すること。
- 特に複数の棺を同一室内で取り扱う、又は作業が分業制になっており、御遺体に複数の担当者が関わるなどの取扱いを行っている事業者においては、御遺体を取り違えることがないよう、安置、納棺、出棺といった各工程ごとに２名以上による確認を行うなどして十分に留意すること。

【コラム４】御遺体の取違え事故防止のための好事例

棺につける名札に、故人の御名前・性別・年齢等の個人識別情報に加えて、安置日時、安置担当者、納棺日、湯灌や着せ替え、メイクの有無、通夜や葬儀告別式の日時を記載することで、御遺体情報の個別化を図っている例がある。

（モデル例）

ふりがな				さま
故人名				様
性別	男性	女性	年齢	歳
安置日時	年　月　日（　）		時　分	
安置担当			打合せ担当	

３　御遺体の腐敗防止のための処置

(1)　御遺体の安置期間の平均は全国で約２．５日であるが、関東地方では最大で約１７日、北海道東北地方では最大で約１５日の安置期間となる場合があった（令和５年度厚生労働科学特別研究事業「遺体を取り扱う事業者や無縁改葬等の現状調査及び今後の方策検討に資する研究」参照)。

このような事情も踏まえ、御遺体の腐敗を防止するために、御遺体を冷却する処置が必要となる。

(2)　御遺体の腐敗防止のため、冷蔵庫や冷蔵室の設置がある場合は活用すること。

また、冷蔵庫や冷蔵室設備がない場合はドライアイス等で御遺体を冷却する必要があるが、エコクールなどの非二酸化炭素製品のみを使用するなどの場合を除いて、ドライアイス自体は二酸化炭素高濃度発生源となるため、特に納棺までの間は、御遺体安置室内の二酸化炭素濃度が極めて高濃度になることを認識すること。

特に御遺族が御遺体と一晩過ごすといった場合は、比重の重い二酸化炭素が床面に溜まり、寝泊まりする御遺族が高濃度二酸化炭素に曝露し、二酸化炭素中毒になるおそれがあるため、定期的な換気を要する。

さらに、納棺以降は、棺を開けて覗き込むなどの行為は控えるよう、御遺族に注意喚起すること（死亡事故発生が散見される。)。

(3)　**御遺体を安置する部屋の室内環境（温度（室温）及び二酸化炭素濃度）に関する基準**

御遺体を安置する部屋の室内環境（温度（室温）及び二酸化炭素濃度）に関して、望ましい基準は以下のとおりである[1]。

各事業者においては、室内環境を確認の上、以下に示す室内基準値内の二酸化炭素濃度となるよう、機械換気設備がある場合は活用すること。また、機械換気設備がない場合は、御遺体の数（棺の数）に応じて、20 から 30 分に１回、部屋の対角を窓開けするなどの方法で自然換気に努めること。

---

[1] 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 4 号に規定する「居室」に該当する場合で、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 20 条の 2 第 1 号ハの「中央管理方式の空気調和設備」が設置されている場合は、同令第 129 条の 2 の 5 第 3 項の表（三）に定める基準を遵守すること。また、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）に規定される「特定建築物」に該当する建築物であって、「居室」（建築基準法第２条第４号）に該当するものについては、建築物環境衛生管理基準（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和 45 年政令第 304 号）第２条）に定める基準を遵守すること。

〈御遺体を安置する部屋の室内環境に関する望ましい基準〉

室区分Ａ　御遺体を安置するだけの部屋（従業員は作業を行わない）

室区分Ｂ　御遺体を安置し、従業員が一定時間作業を行う部屋（御遺族は立ち入らない）

室区分Ｃ　御遺族が立ち入る安置・葬儀室

室区分	温度（室温）	二酸化炭素濃度　＊１
Ａ	18℃を下回って構わない。	5,000 ppm
Ｂ	18℃以上、28℃以下 可能な範囲で低くを目指す。	5,000 ppm　＊２
Ｃ	18℃以上、28℃以下	3,000 - 3,500 ppm　＊３

＊１　（最大瞬間値ではなく）平均値の濃度とする。

＊２　ドライアイスを取り扱う作業を行う者は、その作業時間を可能な限り短時間（おおむね 15 分前後を目安とする）にとどめるように努めること。

＊３　①　ドライアイスを棺内に入れず、御遺体の脇に置く場合、室内の二酸化炭素濃度は極めて高くなる。特に一晩御遺体に遺族が付き添う等の行為は、二酸化炭素の高濃度曝露の危険を伴うため、定期的な換気、時間を区切る、部屋を分けるなど、曝露時間の低減を心掛けること。

②　御遺族が「棺を開ける行為」は、二酸化炭素の高濃度曝露による死亡のリスクがあることから、基本的に好ましくない。

従業員は、御遺族の心情に配慮しつつ、棺内に顔を入れて御遺体を「のぞき込む行為及び顔を入れる行為」は死亡事故につながる危険性があることを十分に認識した上で、御遺族と接すること。

その上で、御遺族が棺を開ける場合であっても、棺内を「のぞき込む行為及び顔を入れる行為」は厳に避けた上で、十分な換気を確保し、従業員の立ち合いのもとに行うこととし、棺を開ける時間は１回につき２、３分以内として、頻繁に開け閉めを行わないように注意すること。

⑷ ドライアイス使用時の留意事項

御遺体の保冷・腐敗防止の目的で使用するドライアイスは、室温条件に応じて速やかに気化し、密室内では極めて高濃度の二酸化炭素濃度となるため、箱の中に密閉して取り扱うことが原則となる。

特に、御遺体搬送時の車内や、納棺前の御遺体の脇にドライアイスを置く場合には、車内や室内の酸素濃度が低下するおそれがあるため、細心の注意を要する。

【コラム５】ドライアイスの取扱いに関する事故例

(1) ドライアイスの取扱い事故に関する消費者庁による注意喚起の事例

葬儀の際に、保冷のために棺の中に置いていたドライアイスによる二酸化炭素中毒死が疑われる死亡事故情報を受け、棺の中に顔を入れない、室内換気を十分に行う、線香番などで一人にならない、といった消費者が棺に接する際の注意事項等が紹介されている。

（消費者庁ウェブサイト）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_071/

(2) 「職場のあんぜんサイト」に掲載されている事故例

食品、ドライアイス、生活用品などの卸売りを業とする事業場の倉庫内に設置されている保管庫内において、中腰の姿勢でドライアイスを収納する作業中に、昇華した二酸化炭素ガスが保管庫内に滞留していたため、昇華した二酸化炭素ガスを吸入し、酸素欠乏症に罹った事故例について、発生原因、換気装置の設置や保護具の備え付けなどの対応策等が紹介されている。

（厚生労働省ホームページ）

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/sai_det.aspx?joho_no=100730

（注）以下の図は上記「職場のあんぜんサイト」ホームページより転載

倉庫内の保管庫内でドライアイスを収納する作業で酸素欠乏症に罹る

【コラム６】その他、御遺体の取扱いにおいて配慮することが望ましいポイント

御遺体は、一定程度の重量を有するものであることが通常であることから、御遺体を取り扱う従業員の腰痛事故防止に留意すること。

また、ストレスチェックの活用をはじめ、御遺体と接する作業や御遺族に対する心理的ケアに関わる従業員自身の心理的負担の軽減に向けて、ストレス対策や過重労働防止にむけた健康管理対策を講じることが望ましい。

以　上